

令和 2 年度新潟県計画に関する 事後評価 (令和 3 年度事業実施分)

令和 5 年 1 月
新潟県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

3. 事業の実施状況

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 10 (医療分)】 在宅医療基盤整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 11,938 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の実施主体	新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県栄養士会等	
事業の期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後、増加が見込まれる在宅患者等に対して、適切な医療・介護サービスが供給できるよう在宅医療にかかる提供体制の強化が必要である。</p> <p>要介護者は歯・口腔に多くの問題を抱えているにも関わらず、住民や多職種からの相談体制が十分でない。また、在宅歯科診療を実施する歯科診療所は約2割と少ない。高齢者人口の増加により、今後在宅歯科医療サービスのニーズは増加が見込まれることから、適切なサービス提供体制を整備することが必要である。</p> <p>食事や栄養に関する問題を抱えた高齢者の増加が想定されていることから、訪問栄養食事指導の取組や体制を充実させる必要がある。</p>	
	<p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護を実施する事業者数 【現状：268 (H29年度) → 目標：278 (H31年 (R1年) 度)】 ・ 訪問看護ステーション数 【現状：141 (H31年度) → 目標：146 (R2年度)】 ・ 訪問歯科診療を実施する歯科診療所の割合 【現状：21.6% (H28年度) → 目標：40% (R4年度)】 ・ 訪問栄養食事指導を実施する事業所数 【現状：54件 (R1年度) → 目標：56件 (R2年度)】 	
事業の内容 (当初計画)	<p>1 訪問看護推進事業</p> <p>訪問看護の充実を図るため、実態調査を実施するとともに、訪問看護師の最新医療に対する知識・医療技術の取得及び病院看護師の在宅医療に関する知識・医療技術を習得するため、研修会を開催する。</p> <p>2 在宅歯科医療連携室整備事業</p> <p>在宅要介護者等に歯科医療や口腔ケアが迅速かつ円滑に提</p>	

	<p>供されるよう、在宅歯科医療連携室を設置するとともに、在宅歯科医療連携を円滑に推進するための協議会を開催する。</p> <p>3 在宅歯科医療支援事業</p> <p>地域の在宅歯科医療提供体制を整備し、安全かつ効果的な在宅歯科医療を推進するため、在宅歯科医療を担う歯科医師等を養成するための研修や歯科衛生士・歯科技工士の安定的な確保を図るための復職支援研修等を行う。</p> <p>4 在宅医療（栄養）推進事業</p> <p>訪問栄養食事指導の定着に向け、医師を中心とした他職種に対して制度概要や運用方法の周知活動を展開する。合わせて、実際に扱った症例についての症例検討を通して事業の充実を図る。</p>
<p>アウトプット指標（当初の目標値）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護実態調査の実施 ・訪問看護従事者研修会の受講者数(実践編 50 人、管理編 25 人)・研修を受講した歯科医師等の数 700 人 ・在宅歯科医療機器の貸出件数 1,340 件 ・訪問栄養食事指導（モデル的栄養指導）の実施件数 100 件
<p>アウトプット指標（達成値）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護実態調査の実施 ・訪問看護従事者研修会の受講者数(実践編 21 人、管理編 16 人) ・研修を受講した歯科医師等の数 延 320 人 ・在宅歯科医療機器の貸出件数 1,116 件 *新型コロナウイルス感染症の影響に伴う実績の減 ・訪問栄養食事指導（モデル的栄養指導）の実施件数 105 件
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護を実施する事業者数 268 (H29 年度) → 316 (R3 年度) ・訪問看護ステーション数 141 (H31 年度) → 179 (R3 年度) ・訪問看護ステーションに従事する看護職員数（常勤換算） 839 人 (R2 年度) ・訪問歯科診療を実施する歯科診療所の割合： 19.8% (H29 年度) → 21.6% (R2 年度) *アウトカム指標に用いる県調査は今後実施予定のため、別調査より数値を抜粋 ・訪問栄養指導を実施する事業所数： 54 施設 (R1 年度) → 49 施設 (R2 年度)
	<p>1 訪問看護推進事業</p> <p>(1) 事業の有効性</p>

本事業の実施により、在宅医療を推進する上で不可欠となる訪問看護に従事する者の確保、資質の向上に必要な対策の検討、研修会の開催、実態調査等を行うことで、訪問看護の推進が図られたと考えられる。

(2) 事業の効率性

訪問看護に従事する者の確保、資質向上のための研修を実施するとともに、実態調査を行った上でさらなる推進対策の検討やPR活動を行うなど、体系的に事業を実施しており、より効率的に質の高い訪問看護の推進が図られたと考える。

2 在宅歯科医療連携室整備事業

(1) 事業の有効性

本事業の実施により、窓口機能を担う連携室が設置され、病院、介護関係者等との認識の共有が図られ、円滑な多職種連携が促進された。

(2) 事業の効率性

訪問診療機器の貸与及び相談体制が整ったことにより、効率的に訪問歯科診療が提供された。

3 在宅歯科医療支援事業

(1) 事業の有効性

本事業の実施により、各地域で在宅歯科医療に取り組む歯科医師等が養成され、在宅歯科医療提供体制の拡充、推進につながった。

また、離職した潜在歯科衛生士及び歯科技工士に対し、研修しやすい環境を提供することにより、有用な人材を広く発掘することが可能となると考えられる。

訪問歯科診療の実施診療所の割合は目標に達していないが、実施件数は増加している。円滑な在宅歯科医療の提供のため、口腔ケアの重要性等に関して関係者への普及啓発を行うとともに、引き続き在宅歯科医療等に対応できる歯科医療従事者の養成を図る。

(2) 事業の効率性

養成した歯科医師等が多職種と連携しながら在宅医療に取り組むことで、顔の見える関係ができ、地域の実情に応じたスムーズな医科歯科連携が促進できると考える。

また、離職した潜在歯科衛生士等へ在宅歯科医療に関する研修や情報提供をすることにより、人材確保が促進されると考える。

4 在宅医療（栄養）推進事業

	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業の実施により、病院や患者に対する制度の周知及び活用が図られ、訪問栄養指導を実施する事業者数の増及び療養者支援が促進されたと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県栄養士会は、県内唯一の栄養士・管理栄養士の職能団体であることから、委託による事業実施により、県内で統一した体制の構築及び指導の標準化等が効率的に行われた。</p>
その他	<p>【執行実績】</p> <p>○R3 : 11,938 千円</p>

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 14 (医療分)】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 57,891 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の実施主体	県、新潟県医師会、医療機関	
事業の期間	令和2年4月1日～令和8年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平成30年末現在における本県の人口10万人当たり医師数は、210.5人で、全国平均(258.8人)と比較し48.3人少ない全国第44位となっており、全国との格差も拡大傾向にある。	
	アウトカム指標：人口10万人当たり医師数 【現状：210.5人(H30) → 目標：213.4人(R2)】	
事業の内容(当初計画)	<p>1 地域医療支援センター運営事業 地域医療に従事する医師のキャリア形成支援や医師不足病院の医師招へいの支援等により、地域医療を担う医師の養成・招へいを図る。</p> <p>2 県外医師誘致強化促進事業 医療機関が県外から医師を招へいした場合、当該医師の勤務環境の改善と研究活動の充実のための支援を実施する。</p> <p>3 医師養成修学資金貸与事業 将来、新潟県内の医療機関に勤務しようとする県出身医学生26名に対し、医師として一定期間、指定する医療機関に勤務することを返還免除の要件とし、修学資金を貸与する。</p> <p>4 特定診療科奨学金貸与事業 産科又は精神科を志す臨床研修医又は医学生で、臨床研修後、産科医又は精神科医として、一定期間、指定する県内医療機関に勤務することを返還免除の要件として奨学金を貸与する。</p>	
アウトプット指標(当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師派遣・あっせん数【目標：20人】 ・キャリア形成プログラム作成【H25作成済】 ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合【目標100%】 	
アウトプット指標(達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師派遣・あっせん数【13人】 ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合【100%】 	

事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標 人口10万人当たり医師数 【現状：210.5人（H30） → 218.2人（R2）】</p>
	<p>1 地域医療支援センター運営事業</p> <p>（1）事業の有効性 地域枠医師へ面談を実施するなどのフォローアップを強化した。また、毎年、地域枠医学生を対象とした地域医療実習を実施し、県内各地の地域医療の現状などへの理解を深めることが出来たと考えている。</p> <p>（2）事業の効率性 地域医療支援センターを核とし、新潟大学等関係機関と連携体制を構築することにより、地域医療を担う志を持った医学生・医師に対するキャリア形成支援を効率的に実施することができた。</p> <p>2 県外医師誘致強化促進事業</p> <p>（1）事業の有効性 県外から医師を招へいする医療機関に対し、医師事務作業補助者設置や学会参加に要する経費等を補助することで、県外医師に対する医療機関の魅力向上につながった。</p> <p>（2）事業の効率性 医師事務作業補助者設置や学会参加に要する経費の補助は初年度のみとすることで、効率的に事業を実施できた。</p> <p>3 医師養成修学資金貸与事業</p> <p>（1）事業の有効性 地域医療に従事する医師を養成するため、卒業後新潟県内の医療機関に勤務しようとする医学生に対し、修学資金を貸与した。</p> <p>（2）事業の効率性 本事業は、将来新潟県内で勤務する医師のある医学生に対して修学資金を貸与する事業あり、効果的・効率的に地域医療に従事する医師を養成することができるものとする。</p> <p>4 特定診療科奨学金貸与事業</p> <p>（1）事業の有効性 産科及び精神科を志す医学生・臨床研修医に奨学金を支給し、キャリア支援を行うことで、臨床研修終了</p>

	<p>後の県内定着が期待できる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>特定の診療科を志す明確な意思のある医学生・臨床研修医に奨学金を支給するため、効果的・効率的に医師不足の診療科への医師の確保が図られると考える。</p>
その他	<p>【執行実績】</p> <p>●R3 : 57,891 千円</p>

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 21 (医療分)】 看護教員再教育事業	【総事業費 (計画 期間の総額)】 534 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療の高度化・専門性に対応するため、看護能力、教育能力等の向上に必要な看護師等学校養成所専任教員への再教育研修を実施し、専任教員の資質向上を図る必要がある。 アウトカム指標： ・看護師等学校養成所の県内就業率の増加 【現状：73.9% (R1年) →目標：74.9%(R3年)】	
事業の内容 (当初計画)	医療の高度化・専門分化に対応するため、看護師等学校養成所専任教員再教育研修を実施し、教員の資質向上を図る。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・研修実施【目標：7日間】 ・研修受講者数【目標：20人/年】	
アウトプット指標 (達成値)	・研修実施：7日間 ・研修受講者数：31人/年	
事業の有効性・効率性	・看護師等学校養成所の県内就業率の増加 73.9% (R1年) →78.9%(R3年) (1) 事業の有効性 本事業の実施により、医療の高度化・専門分化に対応した看護教員を育成したことで、各養成所における教育実践力が底上げされ、看護職員の資質向上が図られたと考える。 参加者の増に向け、オンラインの活用等による研修を受講しやすい体制整備を検討するほか、修学資金の貸与等の他の事業により県内就業率の向上に取り組んでいく。 (2) 事業の効率性 看護教員の育成は、今後、看護職員を目指す多くの者がより質の高い看護教育を受けられるようになるものであり、県全体の看護の資向上を図る上で効率的な事業であると考えている。	
その他	【執行実績】 ○R3：534千円	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 26 (医療分)】 看護学生修学資金貸付金 (臨時貸与)	【総事業費 (計画期間の総額)】 27,096 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の実施主体	新潟県	
事業の期間	令和2年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内の看護職員が不足している状況であり、看護学生の県内定着を促進する必要がある。 アウトカム指標： ・看護師等学校養成所の県内就業率の増加 【現状：73.9% (R1年) → 目標：74.9%(R3年)】 ・人口10万人当たり就業看護職員数 (常勤換算) 【現状：1,215.1人 (H30年) → 目標：1,360.2人(R2年)】	
事業の内容 (当初計画)	看護等学校養成所に在学する者 (看護系大学の大学院修士課程で学ぶ看護職員を含む。) で将来県内において看護職員の業務に従事しようとする者に対して修学資金を貸与する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	新規貸与者【目標：90名】	
アウトプット指標 (達成値)	R2 新規貸与者【90名】	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> 看護師等学校養成所の県内就業率 73.9% (R1年) → 78.9%(R3年) 人口10万人当たり就業看護職員数 1,215.1人 (H30年) → 1,271.0人(R2年) <p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、将来県内において看護職員として就業しようとする者に対し、就学の促進を図ることができた。今後も、市町村と連携して制度の周知を図る等により利用促進を図っていく。</p> <p>(2) 事業の効率性 将来県内での就業意思のある看護学生に対して修学資金を貸与する事業であり、効率的に県内就業看護職員を養成できるものとする。</p>	
その他	【執行実績】 ○R3：27,096千円	